はしがき

日本に滞在する外国人が増加し、日本人、外国人を問わず、仕事その他の 理由で国境を越えた移動が加速化するにつれ、国籍や居住地を異にする当事 者の婚姻、子の出生、子の認知、離婚、遺産や相続人が海外に所在する相続 等が身近な問題になりつつあります。

このような渉外家事事件を取り扱う場合、国際裁判管轄、準拠法、外国法の調査、外国判決の承認といった基礎知識を踏まえ、手続の流れを具体的にイメージすることが大切です。本書は、初めて渉外家事事件を取り扱う弁護士を対象に、基本的な事柄や手続の流れをわかりやすく説明するとともに、渉外家事事件の経験を有する弁護士に向けて、実務上の最新の運用や事件処理にあたっての技術的側面について解説を試みています。愛知県は、東京都に次いで外国人住民の多い地域です。本書は、愛知県弁護士会の国際委員会に所属し、渉外家事事件について多数の経験を有する弁護士が、その経験を踏まえて執筆しました。

本書は、婚姻、離婚、親子関係、遺言・相続の各手続と実務対応について、Q&A方式で解説しています。第1章は、法律相談や事件の依頼を受けるときの留意点にはじまり、国際裁判管轄、外国判決の承認、準拠法、送達や外国法の調査等、渉外家事事件を取り扱う弁護士が把握すべき事柄を取り上げました。第2章は、婚姻手続を場合分けして解説するとともに、婚姻に伴う在留資格の問題について詳しく説明しています。第3章では、日本で協議離婚、調停離婚、審判離婚、和解離婚、離婚判決がなされる場合の注意点、外国で離婚手続が行われる場合に留意すべき事項に加え、日本に滞在する外国人が離婚する場合の在留資格についても解説しています。第4章は、子の監護権や子の引渡し、養育費を取り立てる場合の手続、面会交流の方法について、子が日本に所在する場合と海外に所在する場合に分けて解説しました。子の日本国籍取得の要件や親の在留資格についても説明を加えています。第5章は、ハーグ条約事件の基本的構造を説明したうえで、同事件を解決する

はしがき

ための手続を紹介しています。第6章では、外国人が日本方式と外国方式の遺言を作成する場合の留意点、国際相続の準拠法、国際的な相続放棄について解説しました。また、相談を受ける機会が比較的多いアメリカと韓国の国際相続を取り上げています。執筆するにあたっては、弁護士にとって必要な書式をできる限り掲載すること、在留資格が問題になる場面を網羅的に取り上げることを意識しました。

本書が、これから渉外家事事件を取り扱いたいと考えている弁護士にとっての入門書になると同時に、すでに渉外家事事件の経験ある弁護士にとっても、事件処理に疑問を感じたときに手に取る書籍となることを願っています。 令和2年8月

涉外家事事件研究会執筆者一同

Q1-1 渉外家事事件の相談

国際離婚の案件の相談を受けました。何に気を付けて話を聞けばよいでしょうか。

1 相談にあたって

夫婦の一方もしくは両方が外国籍である場合、両方とも日本人であるが、 一方もしくは両方が日本に住んでいない場合には、いわゆる国際離婚の性質 をもちますので、一般的な国内離婚事件(日本に居住している日本人夫婦の案 件)との違いに注意して相談を受けなければなりません。

国内離婚案件と特に異なるのは、日本の裁判所に国際裁判管轄があるか (裁判所の手続を利用する場合)、当該離婚に適用される法律は何になるかという 2 点です。この 2 点は常に国際裁判管轄を先に検討し、その後、適用法を検討するという順番になります。

2 国際裁判管轄の確認

具体的にみてみましょう。たとえば、夫婦間で離婚の話し合いがつかず、 日本において訴訟を提起する等裁判所の手続を利用したい場合、まずは、日 本に国際裁判管轄があるかが問題になります。

国際裁判管轄の問題とは、当該離婚事件を日本の裁判所が扱うことができるか否かという問題で、土地管轄とは別の概念ですので気を付けてください。

裁判所が国際裁判管轄が日本にあると判断する場合にのみ、日本の裁判所は当該案件を扱うことができます。裁判権の行使は国家主権に属するものなので、いかなる場合に裁判権を行使するかは、当該国がそれぞれに判断することになります。日本の裁判所に国際裁判管轄があるからといって直ちに外国の裁判所には国際裁判管轄が認められないということにはなりませんし、

逆に、外国の裁判所が自国に裁判管轄があると認めている場合には日本の裁判所には当然に裁判管轄が認められないという結論にはならない点に注意してください。

なお、人事事件の国際裁判管轄について、長い間明文の規定はありませんでしたが、平成30年に人事訴訟法、家事事件手続法の一部改正により明文化され、平成31年4月1日から施行されています(Q1-5参照)。

日本の裁判所に国際裁判管轄が認められる場合、日本のどこの裁判所に管轄があるか、日本国内の土地管轄を確認しなければなりません。日本国内における土地管轄の確認方法は、原則としては、国内事件と同様です(人事訴訟法4条等)。

3 適用法の確認

なお、日本で離婚が成立したとしても、外国においても当該離婚が有効と認められるかどうかは、当該外国の制度によります。たとえば、日本では、9割弱の夫婦が協議離婚で離婚しており、協議離婚は一般的な離婚の方法ですが、世界的にみると当事者の合意を記載した書類を役所へ提出するだけで離婚できる協議離婚は一般的な離婚の方法ではありません。日本の協議離婚の方法では離婚が有効に成立したものと認めないとする国は多くありますので、日本で協議離婚の方法で離婚したにもかかわらず、外国では離婚が有効

^{1 「}法の適用に関する通則法」以外に準拠法を規定する法律(特則)として、「扶養義務の準拠法に関する法律|「遺言の方式の準拠法に関する法律|があります。

² 厚生労働省ホームページ「平成21年度『離婚に関する統計』の概況」〈https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/rikon10/index.html〉参照。

第1章 渉外家事事件の基礎知識

と認められないという問題が起こり得ますので気を付けてください。

また、日本以外の多くの国では、裁判所の手続で離婚を行うことが求められていることが一般的ですので、日本での裁判離婚であれば、外国でも有効と認められることが多いといえます。しかし、日本での離婚をいかなる場合に有効と認めるかは、あくまで当該外国の制度によりますので、国によっては当該離婚が当該外国で認められるためには、さらに当該外国の裁判所での手続等が必要になる場合もあります。手段の選択についても慎重に検討することが必要です。

たとえば、アメリカの多くの州では、日本の協議離婚は離婚として有効なものと認められていません。したがって、アメリカ人の相談者で、アメリカにおいても離婚が有効に成立したものと認められる必要がある場合には、仮に配偶者との間で離婚の合意ができていたとしても協議離婚を選択するべきではありません。別の例では、中国において日本の裁判離婚が有効と認められるためには、離婚を認める日本の裁判所の判決を、中国の裁判所で承認してもらうという手続が必要になります。

4 在留資格の確認

さらに、相談者が日本に滞在する外国人の場合、離婚のための裁判手続中や、離婚した後にも日本で滞在を続けることができるか、という在留資格の問題も起こり得ます。

5 そのほかの注意点

そのほか、相談時の注意点としては、相談者の国の離婚制度と日本の法制 度の違いに配慮して説明するようにしてあげると親切でしょう。

6 相談シートの活用

相談時に、相談シート(**【書式1**】参照)に相談者に事前に必要事項を書き入れてもらうと、相談の際に役立つかと思います。

【書式1】 相談シート (Consultation Information Sheet)

	Consultation Information Sheet				
	Date:				
1	Full Name:				
2	Address: Postcode: □ I may receive documents at the above address.				
3	Phone Number: ☐ I may receive a phone call at the above number.				
4	E-mail address: $\hfill \Box$ I may receive E-mails at the above E-mail address.				
5	Nationality:				
6	Visa status: Visa term: Expiration date (yyyy/mm/dd):/_/				
7	Name of spouse: My spouse lives in Japan. My spouse lives outside of Japan. (country;). My spouse and I started to live together on/_/ (yyyy/mm/dd). My spouse and I married on/ / (yyyy/mm/dd). Our marriage is registered at (city, country). My spouse and I separated on/ / (yyyy/mm/dd).				

第1章 渉外家事事件の基礎知識

8 Children's information			
1) Name:	M/Fyear's old		
Nationality:	Living with \square Me $/\square$ Spouse $/$		
☐ Others			
2) Name:	M/Fyear's old		
Nationality:	Living with \square Me $/\square$ Spouse $/$		
☐ Others			
3) Name:	M/Fyear's old		
Nationality:	Living with \square Me $/\square$ Spouse $/$		
☐ Others			
4) Name:	M/Fyear's old		
Nationality:	Living with \square Me $/\square$ Spouse $/$		
☐ Others			
5) Name:	$\underline{M/F}$ year's old		
Nationality:	Living with \square Me $/\square$ Spouse $/$		
☐ Others			

●執筆者紹介●

田邊 正紀 (たなべ・まさのり)

【略 歴】1994年名古屋大学法学部卒業、1997年弁護士登録(名古屋弁護士会。 現・愛知県弁護士会)、2004年~2006年「JICA モンゴル法整備支援計画」 長期専門家としてウランバートルに赴任、2006年~2007年ウィスコンシン 州立大学ロースクール LL. M. コース、2008年ニューヨーク州弁護士登録、 2018年名古屋国際法律事務所所長

(著書等) 日本弁護士連合会編『法律家の国際協力』(2012年・現代人文社)

(事務所) 名古屋国際法律事務所

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-6-21 アクセス丸の内ビル4階

竹内 裕美 (たけうち・ゆみ)

- 【略 歴】1995年京都大学法学部卒業、2000年弁護士登録(名古屋弁護士会。現・ 愛知県弁護士会)、2020年愛知県弁護士会副会長
- 【著書等】 日本弁護士連合会編『実務解説 改正債権法』(2017年・弘文堂)、相続 実務研究会編『Q&A 限定承認・相続放棄の実務と書式』(2018年・民事 法研究会)、債権保全・回収実務研究会編『最新 債権管理・回収の手引』 (2020年・新日本法規出版) ほか
- (事務所) 弁護士法人鬼頭・竹内法律事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-12 アレックスビル7 F

捻橋 かおり (ねじはし・かおり)

(略 歴) 1999年東京大学法学部卒業、2000年弁護士登録(東京弁護士会。2006年に愛知県弁護士会へ登録換え)、2005年~2006年ハーバード・ロースクール LL, M, コース、2007年ニューヨーク州弁護士登録

〔著書等〕 河野玄逸=北秀昭編『保証契約の法律相談』(2003年・青林書院)

(事務所) 计巻総合法律事務所

〒461-0011 名古屋市東区白壁2-4-31

森上 未紗(もりかみ・みさ)

(略 歷) 2009年早稲田大学国際教養学部卒業、2013年早稲田大学法科大学院修了、 2014年弁護士登録(愛知県弁護士会)

(事務所) 名古屋国際法律事務所(同上)

原 さやか (はら・さやか)

(略 歴) 2008年南山大学法学部卒業、2011年南山大学法科大学院修了、2015年弁護士登録(愛知県弁護士会)

(事務所) 名古屋国際法律事務所(同上)

河西 辰哉 (かわにし・たつや)

[略 歴] 2007年立命館大学国際関係学部卒業、2008年フローニンゲン大学(オランダ)教養学研究科国際人道支援修士号取得、2009年~2011年内閣府国際平和協力本部事務局に研究員として勤務、2014年一橋大学法科大学院修了、2016年弁護士登録(愛知県弁護士会)

(事務所) 名古屋国際法律事務所(同上)

Q&A 渉外家事事件の実務と書式

令和2年9月16日 第1刷発行

定価 本体4,300円+税

編 者 涉外家事事件研究会

発 行 株式会社 民事法研究会

印 刷 株式会社 太平印刷社

発 行 所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

[編集] TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

http://www.minjiho.com/ info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-389-4 C2032 ¥4300E

カバーデザイン:関野美香